

令和4年度奄美市プレミアム商品券加盟店取り扱い規約

奄美市プレミアム商品券発行事業実行委員会

(発行の種類)

第1条 令和4年度に発行する奄美市プレミアム商品券の名称は、「第三者認証店舗応援プレミアム商品券」とする。

(使用期間)

第2条 商品券を加盟店舗で使用できる期間は、令和4年6月7日（火）から令和4年9月30日（金）までとする。

(換金期限)

第3条 商品券を指定金融機関で換金できる期間は、令和4年6月7日（火）から令和4年10月7日（金）までとする。

2 第1項の期間を過ぎた後は、換金することができない。

(加盟できる要件)

第4条 商品券の加盟店舗として登録できる要件は、奄美市内に本店及び本社を置く事業所とし、鹿児島県が実施している「第三者認証制度」の認証を所得した飲食店とする。

(加盟店の責務)

第5条 加盟店は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 換金性の高いもの（印紙・切手・はがき・プリペイドカード・オープンチケット等）の販売を行ってはならない。

(2) 商品等の仕入目的による購入及び利用を行ってはならない。

(3) 使用された商品券については、速やかに裏面に座版等を用いて事業所名を記入するものとし、他加盟店で使用するなど、使いまわしを行ってはならない。

(4) 使用された商品券については、指定金融機関に持ち込むまでの間、加盟店舗の責任において保管しなければならない。

(換金の方法)

第6条 使用された商品券については、指定金融機関に共通商品券換金申込書を添えて、直接持ち込むものとする。なお、換金額は、商品券1枚あたり500円とする。また、共通商品券換金申込書には、加盟店舗の負担において印紙を貼付しなければならない。

2 指定金融機関は、奄美大島信用金庫及び奄美信用組合の奄美市内の本支店とする。(※)

3 指定金融機関から加盟店口座振り込みについては、第1項の持ち込んだ日から3営業日以内とする。なお、年末の振り込みについては、各金融機関において定めるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、実行委員会が必要と認めた場合は、実行委員会に直接換金を申し込むことができる。

(※) 奄美大島信用金庫本店・永田橋支店・古田支店・長浜支店・あさひ支店・笠利支店
奄美信用組合本店・小浜支店・永田橋支店・長浜支店・笠利支店